

関連する諸問題についての論点

1 いわゆる移行措置期間における司法修習

(1) 新司法試験合格者に対する司法修習

新司法試験合格者に対する司法修習については、法科大学院の実務導入教育が始まって間もないことを考慮して、当面、冒頭にこれを補完するための課程を1か月程度置くことでよいか。

(2) 現行司法試験合格者に対する司法修習

移行措置期間における現行司法試験合格者に対する司法修習の期間は1年4か月とし、その内訳は、前期集合修習2か月、実務修習1年、後期集合修習2か月とすることでよいか。

2 司法研修所の管理運営

司法修習のカリキュラム等の検討態勢について留意すべき点はあるか。

司法研修所教官選任手続について、検討すべき点はあるか。

3 司法修習生の権限

実務修習における司法修習生の権限について、検討すべき点はあるか。